

「正車子」由は作ること

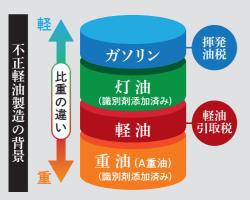
不正軽油に関わる人は

全て罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら原材料を提供・運搬した人、 不正軽油を製造する場所や設備・器具を提供した人などにも重い罰則が適用されます。

不正軽油とは

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、 建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。









不正軽油を製造すると

知事の承認を受けないで軽油を製 造すると、10年以下の懲役、1,000 万円以下の罰金が科されます。さ らに製造した法人には3億円以下 の罰金が科されます。

[地方税法第144条の33第1項]



不正軽油を運搬・保管・取得等すると

不正軽油と知って運搬・保管・取 得等すると、3年以下の懲役、 300万円以下の罰金が科されま す。さらに法人には1億円以下の 罰金が科されます。

[地方税法第144条の33第3項]



軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、10年 以下の懲役、1,000万円以下の 罰金が科されます。なお、脱税額 が1,000万円を超える場合は、 脱税額相当の罰金が科されます。 [地方税法第144条の41]



不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って 原材料(灯油等)·薬品·資金·土地·建物· 車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下 の懲役、700万円以下の罰金が科されま す。さらに法人には2億円以下の罰金が科 されます。〔地方税法第144条の33第2項〕



知事の承認を受けないで燃料炭 化水素油を自動車の内燃機関の 燃料として譲渡、消費すると、 2年以下の懲役、100万円以下の

金が科されます。

〔地方税法第144条の33第4項〕



検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、 質問などを拒否すると、1年 以下の懲役、50万円以下の 金が科されます。

[地方税法第144条の12]



不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります

不審な業者や施設などの情報も ぜひお寄せください!! 市価に比べて異常に価格が安い。

廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。

不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、 または担当事務所に お問い合わせください。